

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 22 年 2 月 23 日

収支等命令者

佐賀県出納局用度管財課長 永 松 和 久

1 入札に付する事項

(1) 品名規格 燃料 3 種

ガソリン（ハイオク）、ガソリン（レギュラー）及び軽油
（店頭）J I S 1 号

(2) 入札条件等 入札条件書による。

(3) 履行期間 平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

(4) 給油場所 佐賀県庁本庁舎から 15 分圏内に所在する給油スタンド

(5) 入札方法 入札は、1 リットル当たりの単価（単位は、10 銭単位）とする。入札単価には、消費税及び地方消費税を含まない。

2 入札参加資格

(1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和 41 年佐賀県告示第 129 号）第 1 条の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。

(2) 佐賀市内（佐賀県庁本庁舎から 15 分圏内）に給油スタンドを所有する者であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 開札の日の 6 か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又

は小切手が不渡りとなった者でないこと。

(6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。

(7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(8) 入札参加届を提出していること。

3 入札参加資格を得るための申請の方法

上記2(1)の資格のない者で参加を希望するものは、佐賀県所定の「入札参加資格認定申請書」様式に必要事項を記入のうえ、平成22年3月17日（水）までに直接持参して提出すること。

(1) 入札参加資格認定審査を担当する部局の名称及び申請書の提出場所

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県出納局用度管財課 用度・車両担当

電話 0952-25-7194

E-mail:youdokanzai@pref.saga.lg.jp

(2) 申請書様式の入手先

上記(1)の部局又は佐賀県ホームページ

(<http://www.pref.saga.lg.jp/web/>)

4 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、「入札参加届」(様式は、佐賀県ホームページに掲載)を入札日の前日までに用度管財課に郵送(必着)又は持参すること。

なお、「入札参加届」を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した辞退届を書面で提出すること。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札条件書の交付場所及び問い合わせ先

上記3(1)の部局

(2) 入札条件書の交付方法

平成22年3月9日から平成22年3月26日までの期間、佐賀県ホームページに掲載するとともに、上記3の(1)の部局で随時交付する。(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 入札書の提出方法

上記3の(1)の部局に持参し、又は郵送すること。

なお、郵送の場合は書留郵便とすること。

(4) 入札書の提出期限

平成22年3月26日(金曜日)午後2時必着

(5) 開札の日時及び場所

平成22年3月26日(金曜日)午後2時 佐賀県庁本館1階入札室

(6) 入札の延期

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができない場合は延期することもあるので、事前に3の(1)の部局に確認すること。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第3項第2号により免除する。

イ 契約保証金 佐賀県財務規則第115条第3項第3号により免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを出した者

エ 1人で2以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のないもの

カ アからオまでに掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 入札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札参加者の負担とする。

ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができ

ないとき。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

ア 入札単価が各油種とも入札書比較価格の範囲内である者のうち、各油種の入札単価に見込数量をそれぞれ乗じて得た額の合計金額（総額）が最低の価格をもって申し込みを行った者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合に契約の相手方とする。

イ 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い落札決定まで同様に繰り返すこととする。

ウ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

エ 第一回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（第一回目を含め2回を限度）を行う。ただし、郵便により入札書を提出した者が、開札に立ち会っていない場合には、再度入札は、後日、日を改めて行う。

(7) 詳細は、入札条件書による。

(8) この調達契約は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 Summary

(1) The nature and quantity of the products to be purchased :

Gasoline(high-octane), gasoline(regular) and diesel oil

(2) Contract period : From April 1 , 2010 to March 31, 2011.

(3) Deadline for tenders : 2:00 P.M, March 26, 2010.

(4) A contact point for the notice : Supplies & Property Custody
Division ,Accounting Department, Saga Prefectural Government, 1-1-59
Jonai Saga City Saga Prefecture, 840-8570, Japan. Tel: 0952-25-7194